

名古屋地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成●●年(〇〇)第●●号 更正処分等取消  
請求事件

国側当事者・国(大垣税務署長)

平成26年4月24日認容・控訴

判 決

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 処分行政庁が平成22年6月15日付けで原告有限会社Aに対してした平成17年9月1日から平成18年8月31日までの事業年度の法人税に係る更正処分のうち、所得金額65万9218円、納付すべき税額13万5500円を超える部分及び重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 2 処分行政庁が平成22年6月15日付けで原告有限会社Aに対してした平成17年9月1日から平成18年8月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分のうち、消費税額578万9400円、地方消費税額144万7300円を超える部分及び重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 3 処分行政庁が平成22年6月15日付けで原告有限会社Aに対してした平成18年9月1日から平成19年8月31日までの事業年度の法人税に係る更正処分のうち、所得金額272万9717円、納付すべき税額55万5900円を超える部分及び重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 4 処分行政庁が平成22年6月15日付けで原告有限会社Aに対してした平成18年9月1日から平成19年8月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分のうち、消費税額674万0900円、地方消費税額168万5200円を超える部分及び重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 5 処分行政庁が平成22年6月15日付けで原告有限会社Aに対してした平成19年9月1日から平成20年8月31日までの事業年度の法人税に係る更正処分のうち、所得金額56万2472円、納付すべき税額マイナス19万0600円を超える部分及び重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 6 処分行政庁が平成22年6月15日付けで原告有限会社Aに対してした平成19年9月1日から平成20年8月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分のうち、消費税額667万9700円、地方消費税額166万9900円を超える部分及び重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 7 処分行政庁が平成22年6月15日付けで原告有限会社Aに対してした平成20年9月1日から平成21年8月31日までの事業年度の法人税に係る更正処分のうち、所得金額マイナス4032万2038円を超える部分を取り消す。
- 8 処分行政庁が平成22年6月15日付けで原告有限会社Aに対してした平成20年9月1日から平成21年8月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分のうち、消費税額228万3000円、地方消費税額57万0700円を超える部分及び重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 9 処分行政庁が平成22年6月15日付けで原告有限会社Bに対してした平成14年9月1日か

- ら平成15年8月31日までの事業年度の法人税に係る更正処分のうち、所得金額578万7093円、納付すべき税額126万6900円を超える部分及び重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 10 処分行政庁が平成22年6月15日付けで原告有限会社Bに対してした平成15年9月1日から平成16年8月31日までの事業年度の法人税に係る更正処分のうち、所得金額136万6469円、納付すべき税額29万5700円を超える部分及び重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 11 処分行政庁が平成22年6月15日付けで原告有限会社Bに対してした平成16年9月1日から平成17年8月31日までの事業年度の法人税に係る更正処分のうち、所得金額164万2296円、納付すべき税額35万6600円を超える部分及び重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 12 処分行政庁が平成22年6月15日付けで原告有限会社Bに対してした平成16年9月1日から平成17年8月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分のうち、消費税額298万2800円、地方消費税額74万5700円を超える部分及び重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 13 訴訟費用は被告の負担とする。

## 事実及び理由

### 第1 請求

主文同旨

### 第2 事案の概要

- 1 本件は、原告らが、原告有限会社A（以下「原告A」という。）においては平成17年9月1日から平成21年8月31日まで、原告有限会社B（以下「原告B」という。）においては平成14年9月1日から平成17年8月31日までの各事業年度ないし課税期間につき、それぞれ、総勘定元帳に計上した株式会社C（以下「C」という。）に対する外注費（以下「本件外注費」という。）を、法人税の所得金額の計算上損金の額に算入するとともに、消費税及び地方消費税（以下、併せて「消費税等」という。）の計算上課税仕入れに係る支払対価の額に含めて、上記各税の確定申告をしたところ、処分行政庁から、本件外注費は架空の原価であるから損金の額に算入できず課税仕入れに係る支払対価の額にも含まれないとして、平成22年6月15日付けで各更正処分及び各重加算税賦課決定処分（以下「本件各更正処分」及び「本件各賦課決定処分」といい、これらを併せて「本件各処分」と総称する。）を受けたため、本件各更正処分のうち原告らの主張する金額を超える部分及び本件各賦課決定処分の取消しを求めた事案である。

### 2 法令等の定め

- (1) 法人税法22条1項は、内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする旨規定している。そして、同条3項は、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、同項各号に掲げる額とする旨規定し、同項1号は「当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額」、2号は「1号に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額」、3号は「当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの」を掲げている。
- (2) 消費税法（平成24年法律第68号による改正前のもの。以下同じ。）2条1項12号は、「課税仕入れ」について、「事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り

受け、又は役務の提供を受けること（当該他の者が事業として当該資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該役務の提供をしたとした場合に課税資産の譲渡等に該当することとなるもので、7条1項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するもの及び8条1項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるもの以外のものに限る。）をいう。」旨定めている。そして、同法30条1項は、その柱書き及び1号において、事業者が、国内において行う課税仕入れについては、当該課税仕入れを行った日の属する課税期間の45条1項2号に掲げる課税標準額に対する消費税額から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額（当該課税仕入れに係る支払対価の額に105分の4を乗じて算出した金額をいう。）を控除する旨規定している。

(3) 国税通則法65条1項は、期限内申告書が提出された場合において、更正があったときは、当該納税者に対し、その更正に基づき35条2項の規定により納付すべき税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する旨規定している。そして、同法68条1項は、65条1項の規定に該当する場合において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、政令で定めるところにより、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する旨規定している。

3 前提事実（当事者間に争いのない事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者等

ア 原告Aは、貨物自動車運送事業、土木建築工事の請負、建築物の清掃業、産業廃棄物の収集・運搬等を目的とする有限会社であり、その代表者取締役は甲（以下「甲」という。）である。

イ 原告Bは、建物内外の保守管理・清掃業務等を目的とする有限会社であり、その代表者取締役も甲である。

原告Bの岐阜県大垣市所在の本店事務所は、原告Aの経理関係の事務所と同一である（以下、この事務所を「D事務所」という。）。

ウ Cは、岐阜県不破郡に本店を置き、土木工事及び舗装工事業等を目的とする株式会社であり、その代表取締役は乙（以下「乙」という。）である。（乙全20）

(2) 本件外注費の計上及び確定申告等

ア 原告Bは、①平成14年9月1日から平成15年8月31日までの事業年度（以下「平成15年8月期」という。）、②平成15年9月1日から平成16年8月31日までの事業年度（以下「平成16年8月期」という。）及び③平成16年9月1日から平成17年8月31日までの事業年度（以下「平成17年8月期」という。また、これら3事業年度を併せて「本件各事業年度1」という。）の各法人税について、それぞれ、①平成15年10月31日、②平成16年10月29日及び③平成17年10月28日に、処分行政庁に対し、別表1-1の「確定申告」欄のとおり記載した各確定申告書を提出し、このうち①平成15年8月期の法人税については、平成16年6月7日に、同別表の「修正申告欄」のとおり記載した修正申告書を提出した。

原告Bは、平成15年8月期ないし平成17年8月期の総勘定元帳の外注費勘定に、それぞれ、別表2記載(1)ないし(3)の「外注費の額」欄のとおり、Cに対する外注費を計上しており、上記各申告書においては、これを前提に、上記外注費から同別表記載(1)ないし(3)の「摘要」欄の仮払消費税等の額を控除した金額を別表3-1の「本件外注費」欄のとおり損金の額に算入していた。(乙全6、乙B1ないし3)

イ 原告Bは、平成16年9月1日から平成17年8月31日までの課税期間(以下「本件課税期間1」という。)の消費税等について、平成17年10月28日に、処分行政庁に対し、別表1-2の「確定申告」欄のとおり記載した確定申告書を提出した。

原告Bは、上記申告書においては、前記アのCに対する外注費の計上を前提に、別表2記載(3)の「外注費の額」欄の合計金額に同「摘要」欄の仮払消費税等の額を加算した金額を別表3-2の「本件外注費」欄のとおり課税仕入れに係る支払対価の額に算入していた。(乙全6、乙B4)

ウ 原告Aは、①平成17年9月1日から平成18年8月31日までの事業年度(以下「平成18年8月期」という。)、②平成18年9月1日から平成19年8月31日までの事業年度(以下「平成19年8月期」という。)、③平成19年9月1日から平成20年8月31日までの事業年度(以下「平成20年8月期」という。)及び④平成20年9月1日から平成21年8月31日までの事業年度(以下「平成21年8月期」という。また、これら4事業年度を併せて「本件各事業年度2」という。)の各法人税について、それぞれ、①平成18年10月31日、②平成19年10月31日、③平成20年10月31日及び④平成21年11月2日に、処分行政庁に対し、別表4-1の「確定申告」欄のとおり記載した各確定申告書を提出した。

原告Aは、平成18年8月期ないし平成21年8月期の総勘定元帳の外注費勘定に、それぞれ、別表2記載(4)の「外注費の額」欄及び(5)ないし(7)の「仮払消費税等控除後の額」欄のとおり、Cに対する外注費を計上しており、上記各申告書においては、これを前提に、上記外注費の金額を別表5-1の「本件外注費」欄のとおり損金の額に算入していた。(乙全6、乙A1ないし4)

エ 原告Aは、①平成17年9月1日から平成18年8月31日までの課税期間、②平成18年9月1日から平成19年8月31日までの課税期間、③平成19年9月1日から平成20年8月31日までの課税期間及び④平成20年9月1日から平成21年8月31日までの課税期間(以下、これら4課税期間を併せて「本件各課税期間2」という。)の各消費税等について、それぞれ、①平成18年10月31日、②平成19年10月31日、③平成20年10月31日及び④平成21年11月2日に、処分行政庁に対し、別表4-2の「確定申告」欄のとおり記載した確定申告書を提出した。

原告Aは、上記申告書においては、前記ウのCに対する外注費の計上を前提に、別表2記載(4)の「外注費の額」欄の合計金額に同「摘要」欄の仮払消費税等の額を加算した金額及び同別表記載(5)ないし(7)の「外注費の額」欄の金額を別表5-2の「本件外注費」欄のとおり課税仕入れに係る支払対価の額に算入していた。(乙全6、乙A5ないし8)

### (3) 本件各処分の経緯

ア 処分行政庁は、平成22年6月15日付けで、原告Aに対し、別表4-1の「更正等」欄のとおり、本件各事業年度2の各法人税に係る更正処分及び重加算税賦課決定処分(ただし

平成21年8月期については更正処分のみ) をするとともに、別表4-2の「更正等」欄のとおり、本件各課税期間2の各消費税等に係る更正処分及び重加算税賦課決定処分をした。

これらの処分は、「前記(2)ウ、エの外注費は、取引の実体が存しないにもかかわらず役務の提供及び対価の支払があったかのように仮装して計上された架空の原価であるから、損金の額には算入できず、課税仕入れに係る支払対価の額にも含まれない。」旨の判断に基づくものであった。

イ 処分行政庁は、平成22年6月15日付けで、原告Bに対し、別表1-1の「更正等」欄のとおり、本件各事業年度1の各法人税に係る更正処分及び重加算税賦課決定処分をするとともに、別表1-2の「更正等」欄のとおり、本件各課税期間1の消費税等に係る更正処分及び重加算税賦課決定処分をした。

これらの処分は、「前記(2)ア、イの外注費は、取引の実体が存しないにもかかわらず役務の提供及び対価の支払があったかのように仮装して計上された架空の原価であるから、損金の額には算入できず、課税仕入れに係る支払対価の額にも含まれない。」旨の判断に基づくものであった。

#### (4) 本件訴訟に至る経緯

ア 原告らは、本件各処分を不服として、平成22年8月9日、それぞれ、処分行政庁に対し、別表1及び別表4の各「異議申立て」欄のとおり異議申立てをしたが、処分行政庁は、同年11月9日付けで、これらをいずれも棄却する旨の決定をした。(乙A9、乙B5)

イ 原告らは、上記各決定を不服として、平成22年12月3日、それぞれ、国税不服審判所長に対し、別表1及び別表4の各「審査請求」欄のとおり審査請求をしたが、同所長は、平成23年11月30日付けで、これらをいずれも棄却する旨の裁決をした。(甲A1、甲B1)

ウ 原告らは、平成23年12月28日、本件訴訟を提起した。

#### 4 争点

本件外注費は、原告らがCに対し役務の提供の対価として支払った事実のない架空のものであったか否か。

#### 5 争点に関する当事者の主張

##### 【被告の主張】

##### (1) 争点(本件外注費が架空か否か)について

次のアないしウのとおり、Cが原告らに対し本件外注費に係る役務の提供をした事実はないし、原告らがCに対し本件外注費の金額を役務の提供の対価として支払った事実もない。原告らは、実体がないこれらの取引を仮装したものであり、本件外注費は、架空計上されたものである。

##### ア 原告らからCに対する本件外注費の支払の欠如

次の(ア)ないし(ク)のとおり、原告らからCに本件外注費として金員が支払われた事実はない。原告らは、Cと通謀して、役務の提供及び本件外注費の支払がないにもかかわらずこれらがあったかのように仮装し、Cの代表者である乙に対し、その協力(虚偽の請求書及び領収書の発行)の見返りとして、税抜き請求金額の15%(税抜き金額の10%と消費税等に相当する金額との合計)に当たる手数料(以下「本件手数料」という。)を支払っていたにすぎない。

- (ア) 乙は、税務調査時から証人尋問に至るまで一貫して、①Cは、原告らから本件外注費を受け取っていない、②Cは、毎月、原告らからの指示に基づき、本件外注費に係る領収書（乙全5。以下「本件各領収書」という。）を作成したが、これは架空の領収書である、③乙は、原告らから本件手数料を受け取っていたにすぎない旨供述しており、その供述には、客観的な裏付けもあり、信用性がある。
- (イ) Cにおける得意先に対する売上げは、そのほとんどが振込みや手形・小切手によりE信用金庫垂井支店の預金口座（以下「C口座」という。）に入金され、総勘定元帳の売上高勘定上、「E信用金庫普通」、「受取手形」等として処理されていたものであり、まれに現金による支払を受けた場合であっても、支払われた金額がそのままC口座に入金され、税理士や経理担当従業員においてC口座の通帳により入金履歴を確認して売上げを計上するのが原則的な経理処理の方法であった。ところが、本件外注費については、C口座に入金されず、総勘定元帳の売上高勘定では「現金」又は「諸口」として処理されている。仮に、Cが本件外注費に係る金員を受領していたのであるならば、他の得意先から受領した現金と同様、C口座に入金して然るべきであるのに、あえて本件の金員のみをC口座に入金しない合理的な理由を見出すことはできないし、このように不自然な「現金」等の記帳処理がされていること自体、本件外注費の授受がなかったことを推認させる。
- (ウ) また、Cの平成17年7月1日から平成18年6月30日までの事業年度（以下「平成18年6月期」といい、Cの他の事業年度についても同様の呼称を用いる。）の総勘定元帳（乙全44の別紙1）における「売上高1」勘定に係る平成17年12月分ないし平成18年6月分の記帳処理等から、Cが本件外注費に相当する金員を受領していなかったことは明らかである。すなわち、Cにおいては、この時期に、原告らに対する売上げと有限会社F（以下「F」という。）及びG（以下、F及びGを併せて「Fら」という。）に対する外注費とが同時に発生し、その入金と支払を相殺する記帳処理を行っている。この点に関し、Cの担当税理士は、上記入金を一切確認しないまま、原告らに対する売上げをCの総勘定元帳の売上高勘定に計上していたことを認めており、現金入金に係る記帳処理も現金支払に係る記帳処理も行われていない。原告らに対する売上金額とFらに対する外注費の金額が同一であるものについては、受注した仕事をそのまま下請けに外注に出したとしても利益は織り込むのが通常であるから、売上金額と全く同額の外注費の支払をするという事はあり得ない取引である。CのFに対する外注費が実体のない虚偽のものであることは、Cの乙のみならずFの丙（以下「丙」という。）も認めているところ、仮にCの原告らに対する売上げが正当なものであり、Cが原告らに対する売上げとは無関係にFらに対する架空の外注費を計上していたとすれば、原告らに対する売上げとFらに対する架空の外注費を結び付けるようなことをする必要はない。
- (エ) 他方、原告らは、本件外注費の金額と同額のの小切手を振り出していたのであるから、Cに対し、決済手段である当該小切手を直接交付しさえすれば、本件外注費の支払として足りたはずである。それにもかかわらず、原告らは、わざわざ自ら当該小切手を現金化した上で、現金を封筒に入れ、その封筒を直接乙に手渡ししていたというのである。手間と危険を伴う現金決済でなければならない合理的な理由はないから、むしろ、原告らは、小切手振出しにより本件外注費の体裁を整えつつ、実際には架空であるため、事後の金銭の流れが明確になりにくい現金決済をあえて選択したものとみられる。

(オ) ところで、本件各領収書は、甲の指示に基づいて作成されたものであり、また、本件各領収書の一部には、Cによる原告らに対する役務提供の内容として、「H清掃作業他」などと記載されているにもかかわらず、Cの従業員がH株式会社（以下「H」という。）の事業場内で作業をした事実はない。このように実体のない業務の内容が記載された本件各領収書は、本件外注費の支払を裏付ける証拠にはならず、この点について原告らが合理的な説明をしていないことは、むしろ本件各領収書が架空の取引に係るものであることを如実に示している。

なお、平成21年9月24日付け領収書に領収金額として記載されている141万円について、甲は、同月18日に100万円、同月24日に41万円を支払ったものである旨説明するが、同月18日に100万円の支払を受領した事実を証する領収書はないから、同事実は認められない。

(カ) 本件外注費の金額は、原告らのHに対する売上金額と連動性がないから、合理的な算定根拠のない金額である。

(キ) 乙が税務署に提示した、裏面に「130.000」「6500」「195.000」という数字が記入された封筒（乙全54（乙全14）。以下「本件封筒」という。）は、甲が、平成21年12月21日か22日に、上記数字を記入して乙に交付したものであり、その際、本件封筒には、原告Aによって19万5000円の現金が封入されていたものである。これは、原告AとCが平成21年12月21日に本件外注費（消費税等込み）として136万5000円の支払がされたかのように仮装した取引について、その税抜金額である130万円の10%に当たる「13万円」とその消費税の額に相当する「6万5000円」の合計金額である「19万5000円」が本件手数料として支払われた事実を裏付けるものである。

また、Fに対する架空の外注費に係る領収証の一部に乙の筆跡で「I分より支払いする」又は「預りより支払する」と記入されていることも、Cが原告らから本件手数料を受領していたことを裏付ける。

(ク) なお、原告らが指摘するとおり、本件外注費に係る金額のうち、本件手数料に係る金額以外の現金の用途等については明らかになっていないが、被告において必要な調査を尽くしたものの、甲が不正蓄財又は費消したなどの用途を解明するには至らなかったにすぎない。

イ Cから原告らに対する役務の提供の欠如

次の(ア)ないし(カ)のとおり、Cによって本件外注費に係る役務の提供がされた事実はない。

(ア) 乙は、税務調査時から証人尋問に至るまで一貫して、①Cは、原告らに対して本件外注費に係る役務の提供を一切行っていない、②Cは、毎月、原告らからの指示に基づき、本件外注費に係る請求書（乙全4。以下「本件各請求書」という。）を作成したが、これは架空の請求書である旨を供述している。乙の供述は、架空取引に係る出来事を具体的かつ詳細に述べるもので、客観的な裏付けもあるから、信用性がある。

(イ) 原告らは、毎月、Cに対し、請求書及び領収書に記載する作業内容、金額及び日付を指定し、これらを記載した請求書及び領収書を作成して原告ら宛てに交付するよう依頼する文書（以下「本件各ファックス文書」という。乙全3はその一部。）をファクシミリに

より送信していた。通常取引において、発注者が受注者（請求者）に対し、請求書及び領収書の記載内容について、日付や作業内容のみならず、請求者において算出されるべき請求金額に至るまで指示することはおよそ考えられないし、Cは工事日誌に基づいて取引先に売上げを請求しているから、甲が乙に対して請求書の記載内容を指示しなければならない合理的な理由は存しない。したがって、本件各請求書及び本件各領収書が真正な取引に基づかない架空取引を装うために作成されたものであることは明らかである。

(ウ) 本件各請求書は、甲の指示に基づいて作成されたものであり、また、本件各請求書の一部には、Cによる原告らに対する役務提供の内容として、「H清掃その他作業」などと記載されているにもかかわらず、Cの従業員がHの事業場内で作業を行った事実はない。原告らは、CはD事務所横廃棄物置場の一般廃棄物の処分を行っていたと主張するが、本件各請求書にはこれを示す記載は一切ない。さらに、原告らとCとの間の請負基本契約では、工事及び作業内容、請求代金の算定方法等が具体的に定められていないから、このような基本契約に基づく取引であれば、請求者は、請求書において、実際に提供した役務の具体的な内容、単価及び数量等を記載して請求額の算定根拠を明らかにするのが通例であるにもかかわらず、本件各請求書にはこれらの記載は一切ない。加えて、本件各請求書の様式は、Cと継続的取引のある得意先に係る請求書とは異なる様式であった上、上記得意先に係る請求書の作成を担当していた丁（以下「丁」という。）ではなく、あえて乙が作成していた。これら諸点に照らすと、本件各請求書は、本件外注費に係る役務提供を裏付ける証拠にはならず、この点について原告らが合理的な説明をしていないことは、むしろ本件各請求書が架空の取引に係るものであることを如実に示している。

(エ) そして、原告らは、本件各請求書に記載されている役務の具体的な内容並びに取引数量、単価及び金額の算定根拠をいまだに明らかにできていない。甲は、本件外注費の金額は実際に処分した量に応じて算定する旨供述しながら、上記の内容について具体的な記憶がなく、数量や金額は「予算と感覚」ないし「概算」で決定していたなどと供述している上、自身はCが本件外注費に係る作業をしているところを見たことはなく、Cが処分した廃棄物の量について全く確認しないばかりか、その書類も一切残していなかったというのである。業務の発注者が発注先の作業内容について具体的な記憶がないということ自体不自然である上、発注者は、発注した業務に見合う対価を支払う立場にあり、その業務内容が確実に行われているかを確認するのが通常であるのに、甲は、そのような確認を全くしなかったというのであるから、不自然というほかはない。

(オ) Cが作成・保管していた工事日誌は、Cが行った全ての工事及び作業について作成されたものであるが、この工事日誌に、本件外注費に係る工事・作業に関する記載はないから、同工事・作業は行われていないことが推認される。

(カ) 原告らは、本件外注費に係るCの役務提供の内容について、Hの各事業場内において原告らが行っていた養生、建浴、清掃作業等により発生し、D事務所横の廃棄物置場に一時保管されていた一般廃棄物（軽量鉄骨、ビニールシート等）を分別、収集、運搬及び廃棄する業務とした上で、原告らがCに処分を依頼していた上記廃棄物は「大量」に発生し、かつ、「一般廃棄物」であった旨主張する。しかし、上記養生作業で発生した廃棄物は一般廃棄物ではなく産業廃棄物である上、Cは、大垣市及びh町における一般廃棄物収集運搬業の許可を受けておらず、原告らとの取引に係る期間である平成14年8月から平成2

1年11月までの間、一般廃棄物の収集・運搬・処分の業務を継続的に行うことができる客観的状态にはなく、原告ら自らで当該一般廃棄物を処分していたものであるから、原告らの上記主張には理由がない。

また、H・i事業場において原告らが行っていた養生作業で発生した廃棄物の推定量に照らすと、原告らが主張するような金額の処分費用はかからない（原告らが提出するH従業員の陳述書（甲全13）を前提としても、原告らの養生作業において発生する廃プラスチック類の発生量は、1か月当たり1.47m<sup>3</sup>程度であり、処分費用は1万7640円程度にしかならず、甲が述べていた「1か月当たりの発生量200m<sup>3</sup>及び処分費用240万円」には到底及ばない。）。原告らがD事務所横廃棄物置場に仮置きし、Cに処分を依頼していたとされる廃棄物は、ごく限られた種類の少量の廃棄物である（原告らが行っていたHの各事業場内での養生、建浴、清掃作業等で発生していたとされる廃棄物は、原告らが自ら用意した消耗品であり、原則としてHの廃棄物集積場で廃棄され、原告らが持ち帰るゴーグル、作業着、手袋、安全靴等は、持ち帰った後、購入業者へ返却するか古物業者に引き取ってもらっていたのであるから、原告らが持ち帰ってD事務所横廃棄物置場に仮置きした廃棄物はごく限られた種類の少量のものであったと考えられる。）。

ウ 甲の供述の信用性等

(ア) 甲は、乙の供述内容に反する趣旨の供述をするが、甲の供述は、本件封筒の記載に関する説明や、Cに処理を委託した廃棄物が一般廃棄物であったか否かに関する説明等について合理的な理由なく変遷しているなどの点で、信用することができない。

むしろ、甲が、Cが税務調査を受けた後の乙とのやりとりに関して、①乙から、Cの税務調査の進展につき「大きな問題はない」と連絡を受けた、②平成21年12月に乙から本件外注費は架空の取引であると言われたが、少し議論しただけで、乙は短時間で帰り、あまり深く話した記憶はない、③丁から架空取引に関する税金の負担に関し5000万円を用意するよう依頼された旨供述していることは、原告らとCとの間の取引が非正常なものであったことを前提としなければ説明がつかず、本件外注費に係る取引が架空取引であったことを裏付けるものである。

(イ) また、原告Aの事務員であった戊（以下「戊」という。）は、甲からの口頭指示によって、本件外注費に相当する金額を現金化し、その後現金入りの封筒を乙に渡した旨供述するが、甲の意向に反した証言をすることが困難な戊の立場のほか、通常の経理処理とは異なる上記支払方法や、戊が乙と現金の確認をしなかったことの不自然さに照らすと、戊の上記供述を信用することはできない。

(2) 本件各処分の適法性について

ア 前記(1)のとおり、本件外注費は、架空のものであるから、法人税の所得金額の計算上損金の額に算入することはできず、消費税等の計算上課税仕入れに係る支払対価の額に含めることはできない（本件外注費としての金員の支出自体なかったものであるし、また、仮にその支出があったとしても、役務提供の実体がなかった以上、その対価とされる当該金員の支出は原告らの業務遂行上必要なものとは認められないから、いずれにせよ損金性は否定される。）。

なお、原告らがCに対して本件手数料として支払った費用についても、不正行為等に係る費用であるから、法人税法55条1項により、法人税の所得金額の計算上損金の額に算入す

ることにはできないし、本件手数料に係る帳簿及び請求書等が存在しないから、消費税法30条7項、8項により、消費税等の計算上課税仕入れに係る支払対価の額に含めることはできない。

イ 前記アを前提に計算をすると、原告Aの本件各事業年度2における各法人税の所得金額及び税額は、別紙5-1の「被告主張額」欄のとおりであり、本件各課税期間2における各消費税等の税額は、別紙5-2の「被告主張額」欄のとおりである。

また、原告Bの本件各事業年度1における各法人税の所得金額及び税額は、別紙3-1の「被告主張額」欄のとおりであり、本件課税期間1における消費税等の税額は、別紙3-2の「被告主張額」欄のとおりである。

本件各更正処分の金額はいずれも以上の金額と同額であるから、本件各更正処分は適法である。

ウ そして、前記(1)によると、原告らは、国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を仮装し、その仮装したところに基づき納税申告書を提出していたものであるから、国税通則法68条1項所定の要件に該当し、その重加算税の金額は、別表3-1及び3-2並びに別表5-1及び5-2の各「重加算税の額」の「被告主張額」欄のとおりである。

本件各賦課決定の金額はいずれも上記金額と同額であるから、本件各賦課決定は適法である。

#### 【原告らの主張】

##### (1) 争点（本件外注費が架空か否か）について

次のアないしウのとおり、原告らは、Cから、本件外注費に係る役務の提供を受け、Cに対し、本件外注費の金額をその役務提供の対価として支払ったものである。これらの取引には実体があり、本件外注費は、架空計上されたものではない。

##### ア 原告らからCに対する本件外注費の支払

原告らは、別表2記載のとおり、Cに対し、本件外注費として現金を支払っていた。このことは、次の(ア)ないし(キ)からも明らかである。

(ア) 原告らは、毎月20日前後に、J銀行大垣支店においてCに対する本件外注費に相当する金額の小切手を振り出し、同小切手を現金化して決済のための現金を用意していた。これは、原告らが税務調査を意識していない時点で行ってたことであり、本件外注費が実在するもので現に支払われていたことを裏付けるものである。

(イ) 被告の主張によれば、本件外注費の85%相当額の現金は、裏金となり、原告ら代表者により不正に蓄財されたか濫費されていたということになるが、その金額は相当多額に上るから、仮に被告の主張が事実であるならば、それを裏付ける何らかの客観的痕跡が残るはずである。ところが、本件では、そうした痕跡を示す証拠は全くない。

(ウ) 原告Aの事務員であった戊は、J銀行大垣支店で小切手を現金化した上で、乙に対して封筒入りの現金を交付したことが五、六回以上あるところ、その際、乙に交付した封筒内の現金は、封筒の厚み等から数十万円程度ではなく100万円くらいであった旨供述している。戊の供述は、その供述態度や供述内容等に照らして信用することができる。

(エ) 被告は、本件封筒に記載されている数字を根拠に乙に支払われていたのは本件手数料のみである旨主張するけれども、甲は、乙から、「下請けに説明するのに都合がいい」な

どとCの取り分の金額の記入を頼まれ、本件封筒に言われたとおりの数字を記入したものにすぎない。乙は、Cと原告らとの取引が架空取引であることの証拠を作出するため、甲に数字を記載させた封筒に現金19万5000円を入れる細工等をして、国税調査官に証拠として提出したと考えられる。

(オ) 原告らは、C以外の取引先との間でも、本件各ファックス文書と同様のファックス文書をやりとりしていたし、中小の取引先との間では、正式な請求書の発行を受ける前に、社長同士で請求金額や項目について折衝、連絡してメモを作成している。したがって、原告らがCに対して本件各ファックス文書を送信したことは、本件各請求書及び本件各領収書が真正な取引に基づかないことを示すものではない。

(カ) CがFらに対して架空の外注費を計上していたのであるとしても、そうであるからといって、原告らのCに対する本件外注費までもが架空であったとの事実には結び付くものではない。Cとしては、原告らから本件外注費の支払を受けていても、自らの税負担をなくすために、本件外注費の金額に相当するFらに対する架空外注費を計上することがあり得るからである。

(キ) 被告は、Cが原告らから本件手数料を受領していたことの根拠として、Fに対する架空の外注費に係る領収証の一部に乙の筆跡で「I分より支払いする」又は「預りより支払する」と記入されていることを挙げるが、乙としては、原告らに対する売上げからFらに対する架空の外注費を支払ったと申告するほかなかったのであるから、領収証に上記のような記載があるからといって、Cが原告らから本件手数料を受領していたことを裏付けることにはならない。

#### イ Cから原告らに対する役務の提供

次の(ア)ないし(ウ)のとおり、Cは、Hの各事業場内において原告らが行っていた養生、建浴、清掃作業等により発生し、D事務所横の廃棄物仮置場に一時保管されていた一般廃棄物(軽量鉄骨、ビニールシート等)を分別、収集、運搬及び廃棄する業務を行い、原告らに対して継続的に役務を提供していた。

(ア) 原告らは、H・i事業場において、養生作業、メッキ加工用機械の建浴作業、事業場内の機械・通路・階段・休憩室等の清掃作業及びゴミの回収分別作業を行っていたものであり、これにより大量の廃棄物が発生していたところ、D事務所横の廃棄物仮置場に仮置きし、これをCに依頼して廃棄物の処理をしてもらっていた。また、原告らは、Y・m工場において、工場敷地内の道路の補修・舗装作業、建物の修繕作業、フェンスの設置・解体作業、工場周辺の環境整備(清掃、植木等)作業等を行っており、これにより発生した大量の廃棄物も上記廃棄物仮置場に仮置きし、これを上記H・i事業場から生じた廃棄物と区別せずにCに処理を委託していた。

(イ) 原告ら及び原告らが共同新設分割により設立した株式会社I(以下、単に「I」という。)は、税務調査の影響により原告らとCとの取引がなくなった後、廃棄物処理の専門業者であるLことM(以下「M」という。)に対し、月額40万円から100万円を超える費用をかけて廃棄物処理を委託しているところ、本件当時も、同様の廃棄物が発生していたものである。また、当時、Mは、Cに代わって廃棄物処理を受注できるように営業活動をしていたところ、Cの従業員又は下請業者らがCの車両を用いて原告らの事務所敷地内で廃棄物処理をしている現場を見たことがある旨供述しているのであって、その供述は

十分信用することができるものである。

(ウ) Cは、土木工事及び舗装工事を事業として行う者であり、工事現場から出る廃棄物を処理しなければならない立場にあった。したがって、Cが廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）上の許可を得ていないとしても、自ら又は外注先等の第三者に依頼して廃棄物処理を行っていたことは明らかである。

ウ 乙の供述の信用性等

本件外注費の不存在については被告に立証責任があるところ、その唯一の直接証拠である乙の供述は、次の(ア)ないし(カ)のとおり、信用性がない。

(ア) 乙は、CのFらに対する外注費が架空のものであることが発覚して、それについて約7000万円から8000万円もの追徴課税等がされる旨を通告されていた。このため、乙は、長年経営してきたCの倒産という事態も考えたものの、息子の丁のためにもCを倒産させるわけにはいかないと考え直し、本件外注費が架空のものである旨供述したものである。その結果、修正申告をするだけで済まされ、Cを存続させることができたものであって、乙には、Cの税負担を軽減するために、本件外注費が架空である旨虚偽の供述をする強い動機がある。

(イ) 乙は、証人尋問の際、誘導尋問に迎合したり、「覚えておりません。」などと、自己に不利な証言を避けたりする傾向が顕著に認められ、事実を記憶のとおり証言しようとする姿勢を欠いていた。

(ウ) 仮に、Cが原告らから受領していた金額が本件外注費の金額ではなく本件手数料の金額のみであったならば、架空取引の協力者という立場にある者としては、通常、事後に取引が問題とされた場合に備え、真実の取引内容を裏帳簿に記載したりメモを作成したりするはずであるが、そのような証拠は一切ないし、本件手数料の金額に関する銀行口座への入金履歴等の裏付け証拠もない。また、乙は、本件手数料の現金が入った封筒には、毎回甲が手書きで手数料の金額を記載していた旨供述しているが、その一方で、特に理由もなくその封筒を破棄していたとし、それを記録に取ることも一切なかったというのである。このように、金銭の流れなどの重要な事実について、乙の供述の信用性を支える客観的証拠は乏しい。

(エ) 乙は、Cと原告らとの間には過去2回しか商取引がなかった旨の供述をしているが、これは、客観的事実に反する虚偽の供述である。

(オ) また、乙は、本件封筒の提出経過等に関し、①国税調査官に本件封筒を提出する前に、その中身を触ったことはなかった、②たまたま国税調査官にかばんを開けられて本件封筒を見つけられた、③甲は、乙から、「税務調査においてCと原告らとの取引が架空取引であると話した」旨聞かされた後も、封筒に本件外注費が架空であると推知されるような記載をして乙に本件手数料を支払い続けたなどと、虚偽の供述をしている。

(カ) さらに、乙の供述は、Fに対する架空外注費の金額決定や、甲に対し国税当局に架空取引と自供したことを伝えた時期などの重要な点について、不合理な変遷を繰り返している。

(2) 本件各処分 of 適法性について

前記(1)のとおり、本件外注費は、架空のものではないから、本件各処分は、その前提を欠く。

したがって、本件各更正処分のうち原告らの申告額を超える部分及び本件各賦課決定処分は、いずれも違法である。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点（本件外注費が架空か否か）について

(1) 被告は、原告らがCに対し本件外注費の金額を支払った事実はないし、Cが原告らに対し本件外注費に係る役務の提供をした事実もなく、原告らは、実体がないこれらの取引を仮装したものであって、本件外注費は、架空計上されたものである旨主張するところ、これに沿う直接証拠として、Cの代表者である乙の証言、同人作成の陳述書（乙全51、52）及び同人の供述を録取した質問てん末書（乙全7、8、10、15、16、46）（以下「乙供述」と総称する。）が存在する。

(2) そこで、乙供述の信用性について検討するに、前記前提事実に掲記の証拠（書証番号は、特記しない限り枝番を含む。また、人証の後に付記した頁数は、証人調書又は本人調書の頁数である。）及び弁論の全趣旨を総合すると、次の事実が認められる。

#### ア 原告らの事業目的等

(ア) 原告Aは、昭和42年1月●日に甲（昭和29年11月11日生）の父であるNによって設立された貨物自動車運送事業、土木建築工事の請負、建築物の清掃業、産業廃棄物の収集・運搬等を目的とする有限会社である。一方、原告Bは、原告Aが営んでいた事業のうち、清掃業の部門を切り離す形で平成12年9月●日に甲によって設立された有限会社である。原告Bの設立後は、同原告が清掃業を営み、原告Aは、主として建設業と運搬業を営んできた。（甲全5の1、甲A1、甲B1、乙全36、37、弁論の全趣旨）

(イ) 原告Aは、平成6年ないし平成8年頃、廃掃法に基づく産業廃棄物の収集・運搬業の許可を受けたが、産業廃棄物の処分業の許可は受けておらず、その本店所在地である大垣市内における一般廃棄物の収集・運搬業の許可も受けていなかった。原告Bも、これらの許可を受けていなかったため、原告らがその事業で発生した産業廃棄物や一般廃棄物を処分するには、第三者にこれを委託する必要があった。（甲全5の1、原告ら代表者〔20頁〕、弁論の全趣旨）

(ウ) なお、原告Aと原告Bは、平成22年9月●日、会社分割（共同新設分割）により、Iを設立し、甲がその代表取締役に就いた。（甲全5の1、乙全36、37）

#### イ Cの事業目的等

(ア) Cは、昭和52年4月●日に乙（昭和17年1月1日生）によって設立された土木工事及び舗装工事業等を目的とする株式会社である。Cにおいては、平成18年頃から、乙の子である丁（昭和45年6月20日生）が工事の管理や現場監督、営業等を担うようになったが、その後も、預金の入出金や現金の受払いなどの金銭面の管理については、乙によって行われてきた。（乙全7、8、10、15、16、19、20、23、46、52、証人乙〔1～2、51～52頁〕）

(イ) Cは、岐阜県不破郡に本店を置き、大垣市周辺の建設会社の下請けとして土木工事等を請け負うほか、h町、大垣市、岐阜県等の官公庁から直接公共工事を受注することもあった。なお、Cは、産業廃棄物の処分業の許可を受けておらず、大垣市及びh町のいずれにおいても、廃掃法に基づく一般廃棄物の収集・運搬業の許可を受けたことはない。（乙全25、26、52、弁論の全趣旨）

ウ 原告らとCとの間の過去の取引等

(ア) 甲は、平成8年頃、取引先の工事現場で乙と知り合い、原告Aの代表者として、Cに対し、自らの所有する建物や母親名義の建物の解体工事等を発注した。このほかにも、原告Aは、本件各事業年度1よりも前に、Cに対して建築・土木工事の一部や産業廃棄物の処理等を依頼したことがあり、原告Aの総勘定元帳には、①平成9年9月16日に外注加工費として100万円、②平成10年9月11日に外注加工費として130万円、③同年10月21日に外注加工費として157万5000円、④平成11年4月23日に外注加工費（工事代）として630万円、⑤同年9月9日に外注加工費として315万円をそれぞれ当座預金からCに支払った旨の記録が残されている。（甲全5の2、20、乙全24、原告ら代表者〔1～2、10頁〕）

(イ) 原告Bは、平成12年10月20日から平成14年5月20日までの間、ほぼ毎月、J銀行大垣支店において、別表6のとおり、200万円前後の小切手を振り出した。これらの小切手に係る小切手帳控えの渡先欄には「C」と記載されているところ、このように、原告BからCに対してほぼ毎月小切手が振り出されるようになったのは、前記ア(ア)のとおり、原告Aの清掃業部門が分離されて新たに原告Bが設立され、原告Bにおいて清掃業を営むようになった時期とほぼ重なっている。（甲全1の1ないし1の3、24の2ないし24の17、弁論の全趣旨）

エ 原告らとHとの間の取引等

(ア) Hは、●●製品等の製造・販売業を営んでおり、大垣市内にあるi事業場では昭和63年から、m事業場では平成10年から、●●製品等を製造してきた。（乙全32、38）

(イ) Hは、平成10年11月頃から、原告Aに対し、i事業場及びm事業場における各種作業を委託するようになり、前記ア(ア)のとおり原告Bが設立された後は、原告らにこれを委託するようになった。（甲全2、3の2、13、乙全32、弁論の全趣旨）

(ウ) Hが原告らに委託していたのは、①事業場内の清掃作業、②建浴作業（メッキ加工用機械の分解、清掃、組立てや薬液の入替え等の作業）、③養生作業（機械設備の移動や解体等の際に、ほこりや薬剤の飛散を防止するため、機械設備等をビニールシートやブリキ板、軽量鉄骨で覆う作業）、④廃棄物の分別作業等であった。このうち、建浴作業では、薬剤の飛散防止のため、原告らにおいて用意したビニールシートを周囲に敷いた上、ゴム手袋やマスク、作業着（カッパ）、長靴、ゴーグル等で身体を防御した作業員がウエス（工業用雑巾）を用いて薬剤を拭き取ったり、ブラシやたわし等で洗浄作業を行ったりするため、ビニールシートやウエスのほか、作業員の着用したゴム手袋やマスク、作業着、長靴、ゴーグル等の防御具、ブラシやたわし等の清掃道具、空容器等が廃棄物となった。また、養生作業においては、ほこりや薬剤の混入防止のために機材の再利用が禁止されていたため、大量のビニールシートやブリキ板、軽量鉄骨、養生テープ片等の廃棄物が発生した。これらの廃棄物のうち、Hから支給されるウエスについては、Hによって処理されたが、原告らが作業のために持ち込んだビニールシートやブリキ板、軽量鉄骨、防御具、清掃道具、空容器等は、原告らが持ち帰って自ら処理することになっていた。このため、原告らは、Hからこれらの廃棄物を持ち帰り、これを処分するまでの間、D事務所の横にある廃棄物置場に一時的に仮置きしていた。（甲全4、5、13ないし15、20、乙全18、32、34、証人戊〔2頁〕、原告ら代表者〔32頁〕、弁論の全趣旨）

オ 原告らとYとの間の取引等

原告らは、Hのほかにも、YやO、P等からも、前記エ(ウ)と同様の作業その他の各種作業を受託してきた。このうち、Y・m工場では、工場敷地内の道路の補修・舗装作業、建物の修繕作業、フェンスの設置・解体作業、工場周辺の環境整備（清掃、植木等）作業等が行われ、これらの作業によって発生した廃棄物についても、Hから持ち帰った廃棄物等と区別されることなく、処分されるまでの間、D事務所横の廃棄物置場にまとめて仮置きされていた。（甲全2、5、20、証人戊〔2頁〕、原告ら代表者〔32頁〕、弁論の全趣旨）

カ 原告Bによる本件外注費の計上等

(ア) 原告Bは、平成15年8月期ないし平成17年8月期の総勘定元帳の外注費勘定に、別表2記載(1)ないし(3)の「外注費の額」欄のとおり、Cに対する外注費（本件外注費のうち、原告B分）を計上した。これら外注費については、毎月、これらと同額のC作成に係る本件各請求書及び本件各領収書が発行されてきた。また、原告Bは、毎月、上記各外注費と同額の小切手を振り出してきたところ、これらの小切手に係る小切手帳控えの渡先欄には「C」と記載されており、J銀行大垣支店の当座預金口座から小切手の額面どおりの出金がされてきた。（甲全1、24、乙全5、6、弁論の全趣旨）

(イ) 前記(ア)の外注費については、①原告Bは、毎月、Cに対し、本件各ファックス文書をファクシミリで送信し、請求書に記載する作業内容及び金額並びに請求書及び領収書の日付を指定する、②原告Bは、請求書の金額と同額の小切手を振り出した上、当座預金口座のあるJ銀行大垣支店において、あらかじめこれを現金化しておく、③Cは、本件各ファックス文書の内容に従って本件各請求書及び本件各領収書を作成する、④Cの代表者である乙は、領収書の日付の頃にD事務所を訪れ、甲がいるときは甲から、不在のときは事務員から、本件各領収書等の交付と引換えに、現金入りの封筒を受領する、という手順で処理されてきた。（甲全5の2、乙全3ないし5、52、証人乙〔3、32、44頁〕、原告ら代表者〔13、16頁〕、弁論の全趣旨）

(ウ) 原告BがCから受領した本件各請求書の記載内容は、別表7のとおりであり、その品名欄には、毎回「清掃その他作業」（ただし平成15年8月に限っては「H清掃その他作業」と記載され、平成14年9月から平成16年4月まではこれに加えて「廃棄物整理」、「廃棄物分別」等の記載もされていた。また、本件各領収書の記載内容は、別表8のとおりであり、その但書欄は、空欄のままのものもあったが、「H清掃作業他」、「清掃作業その他工事」、「H工場内清掃他」、「H作業分」、「清掃作業他一式」、「工場内廃棄物整理その他作業一式」などと記載されているものもあった。（乙全4、5、証人乙〔3、4頁〕）

キ 原告Aによる本件外注費の計上等

(ア) 原告Bは、平成17年9月1日、原告Aに対し、H工場内請負作業全般（具体的な内容は、建浴、清掃作業）を委託する旨の業務委託契約を締結した。（乙全1）

(イ) 原告Aは、平成17年9月1日、Cとの間で、次の内容の請負基本契約（以下「本件基本契約」という。）を締結し、契約書を取り交わした。（乙全2、52）

a 原告Aは、Cに対し、下記に基づき工事及び作業を依頼する。（1条）

b 各工事及び作業については、双方、現地確認・協議の上、金額を決定し、工事及び作業を実施する。（2条1項）

金額の決定方法は、見積書、口頭による契約、随意契約など社会通念上許される範囲で

決定する。(2条2項)

c 支払は毎月末締め切り、翌月20日現金にて支払う。(3条1項)

小切手・振込みについては、受注側の意思を尊重又は考慮する。(3条2項)

請求書の金額については、双方信頼の上、値引きはしない。やむを得ない場合、値引きするときは、双方紳士的に協議し決定する。(3条3項)

d 材料については、①全て受注者の負担、②一部発注者支給、③全て発注者支給のいずれかを、双方協議して決定する。(4条)

e 基本契約書に記載されていない事項については、双方協議の上紳士的に決定する。(9条)

(ウ) Cは、本件基本契約締結直後の平成17年10月頃、原告Aの求めに応じて、原告Aに対し、Cの従業員13名の従業員名簿及びそのうち12名の運転免許証を提出した。

(甲全21、22、52、証人乙〔50～51頁〕、原告ら代表者〔5頁〕)

(エ) 前記(ア)のとおり、原告Bと原告Aとの間で、平成17年9月1日にH工場内請負作業全般についての委託契約が締結されたのに伴い、原告Bの下で行われていた前記カの本件外注費の計上やCとの間の領収書等のやり取りは、全て原告Aの下で行われるようになった。具体的には、原告Aは、平成18年8月期ないし平成21年8月期の総勘定元帳の外注費勘定に、別表2記載(4)の「外注費の額」欄及び(5)ないし(7)の「仮払消費税等控除後の額」欄のとおり、Cに対する外注費(本件外注費のうち、原告A分)を計上しているところ、上記各外注費については、従前、原告Bの下で行われていたと同様に、毎月、これらと同額のC作成に係る本件各請求書及び本件各領収書が発行されてきた。また、原告Aは、従前原告Bが行っていたと同様に、毎月、上記各外注費と同額の小切手を振り出してきたところ、これらの小切手に係る小切手帳控えの渡先欄には「C」と記載されており、J銀行大垣支店の当座預金口座から小切手の額面どおりの出金がされてきた。本件各ファックス文書の送信と小切手の現金化、本件各請求書及び本件各領収書の発行、乙に対する現金入り封筒の交付といった前記カ(イ)の一連の処理手順についてもそのまま踏襲され、従前と変わるところはなかった。(甲全1、5の2、10の1、24、乙全4、5、6、7、52、証人乙〔3、5、32、44頁〕、証人戊〔1、3～4、7、10頁〕、原告ら代表者〔6、13、16頁〕、弁論の全趣旨)

(オ) 原告AがCに対して送信した本件各ファックス文書のうち平成19年8月15日から平成21年12月21日までの文書の具体的な記載内容は、別表9のとおりであり、表題として「請求書の件お願いします」と記載された上、作業内容及び金額が記載され、続けて「7/末で請求書 8/20で領収書をお願いします」などと記載されていた。また、原告AがCから受領した本件各請求書の記載内容は、別表7のとおりであり、その品名欄には、平成17年9月から平成19年1月までは毎回「清掃作業」(ただし平成17年11月に限っては「清掃その他作業」)と記載され、平成19年2月から同年8月までは「清掃廃棄物整理その他作業」又は「工場清掃廃棄物整理その他作業」などと記載され、同年9月からは「工場内廃棄物整理その他作業」又は「廃棄物整理その他作業」などと記載されていた。さらに、本件各領収書の記載内容は、別表8のとおりであり、その但書欄は、空欄のままのものもあったが、「清掃作業他」、「清掃作業一式」、「H清掃その他一式」、「工場内廃棄物整理他」などと記載されているものもあった。(乙全3、4、5、証人乙

〔3～5頁〕、原告ら代表者〔9～10、13、22頁〕

(カ) 原告Aの従業員の供述内容

原告Aには、平成20年当時、戊（平成20年5月入社）、Q（平成18年2月入社。以下「Q」という。）、R（平成20年1月頃から平成22年7月頃まで勤務。以下「R」という。）といった事務員が勤務していた。このうち、経理事務等を担当していた戊は、証人尋問において、「Cに対する外注費の支払については、毎月、甲の指示を受けて小切手を振り出し、J銀行大垣支店で現金化し、銀行の封筒に入れられてホッチキスで封をした状態の現金を持ち帰り、『Cさん』と封筒に書いた上、D事務所の金庫に保管していた。Cに支払う外注費として小切手振出、現金化をしていた金額は、毎月100万円から200万円程度であった。」、「甲の留守中、外注費を受け取りに来た乙に対し、甲の代わりに封筒を交付したことが五、六回以上、10回以内程度あった。その際には、本件各領収書と引き替えに、金庫から取り出した封筒を開封せずにそのまま交付していた。金庫から取り出した封筒は、甲によって銀行の封筒の上に別の封筒をかぶせられた二重封筒の状態になっていることが多かったが、いずれにしても封がされたままの状態であった。」、「乙に交付した封筒は、その厚みや重さから100万円以上の現金が入っていると思われるものであり、数十万円程度しか入っていないという感触ではなかった。」、「自分が封筒に金額を書き入れたことはないし、Cに渡す封筒に金額らしき数字が記入されているのを見たこともない。」旨供述した。Qも、その陳述書（甲全10の2）において、「甲の不在の折、乙に100万円から200万円程の外注費を交付したことが五、六回ある。」旨述べており、小切手振出と現金化の手順や乙に交付した封筒の状況に関する同人の供述記載内容は、戊の上記供述と同様である。また、Rは、その陳述書（甲全12）において、「経理担当者ではないため、小切手の振出や現金化については知らないが、甲の留守中、Cに渡すように指示された封筒入りの現金を領収書と引き替えに交付したことが二、三回ある。」、「封筒の厚みや重さからして数十万円以上の大きなお金が入っていると思っていた。」旨述べている。（甲全10、12、証人戊〔1、3～11、13～17頁〕）

ク Cの側における経理処理等

- (ア) Cでは、売上げの大部分が振込みや手形・小切手により回収され、E信用金庫垂井支店のC名義の普通預金口座であるC口座に入金されており、総勘定元帳の「売上高1」勘定において「E信用金庫普通」、「受取手形」等として処理されていた。また、まれに現金で回収した場合には、そのままC口座に入金され、税理士や経理担当従業員がC口座の通帳を確認して売上げを計上するのが通常であった。（乙全24、44、弁論の全趣旨）
- (イ) これに対し、本件外注費については、C口座に入金されておらず、Cの総勘定元帳の「売上高1」勘定において「現金」又は「諸口」として処理されてきた。Cの担当税理士は、本件外注費に係る現金がCに入金されていることを直接確認することはなかったものの、乙が「原告らからの売上代金は預かっている。」「そのまま材料や外注の支払に回っている。」といった説明をしたことから、本件各請求書の控え及び本件各領収書の控えを基に、上記の計上をしてきた。（乙全24、31、44、弁論の全趣旨）
- (ウ) Cの平成18年6月期の総勘定元帳における「売上高1」勘定に係る平成17年12月分ないし平成18年6月分の記帳処理を見ると、別表10のとおり、Cにおいては、この時期に、原告らに対する売上げとFらに対する外注費とが同時に発生し、その入金と支

払を相殺する記帳処理が行われている。(乙全44、弁論の全趣旨)

(エ) なお、Cにおいて作成された平成21年1月1日から同年8月31日までの工事日誌には、受注先を原告らとする工事や、現場名をHの事業場やD事務所横廃棄物置場とする工事の記載はない。(乙全9、10)

ケ 原告らとCとの取引に関する甲の供述等

甲は、Cとの取引について、その陳述書(甲全5の1)において、「Hで発生した廃棄物は、大垣市で発生したものであるが、h町で建設業をしているCに、検査確認が甘いh町の焼却炉に持って行ってもらい、一般廃棄物として処分してもらった。」旨説明している。また、甲は、代表者本人尋問において、「Hの仕事を始めて少し経ってから、原告らの側が資材や消耗品等を持ち込む請負方式の契約に変わったため、ブラシ、シート、ビニール、ガムテープ等を持ち帰るようになり、廃棄物の処理が追いつかなくなった。そこで、Cが土木工事をするときたき火等でゴミを燃やすとか、造成の際に埋めてしまうとか、そういった形で廃棄物の処理を依頼するようになった。」「Cとの間の廃棄物処理の代金は、自分が乙に電話や会うなどして、口頭で『大体このくらい』と決めていた。単価1立方メートル当たり1万円から1万2000円程度の前で、仮置き場に五、六十立方メートル入るので、月四、五回若しくはそれ以上というように、目測数量による概算であったが、原告らの資金繰りや予算の都合で少し値引きしてもらったこともあった。乙との約束で、一切書類その他は残さないという約束でやっていた。」「請求書や領収書の中に『H工場内清掃作業』と記載されたものがあるのは、ごみ処理ばかりを書いていると、西濃振興局の調査が入った場合に指摘を受ける可能性があるため、名目を変えてもらった。」「産業廃棄物の処理について、産業廃棄物業者に相談したことはあるが、1万5000円を上回っていた。」旨供述した。(甲全5の1、原告ら代表者〔2~4、12、14、18~19、35頁〕)

コ CとFらとの間の架空取引等

(ア) Cは、平成13年又は平成14年頃から、滋賀県の建設業者であるFに対し、下水道工事や道路舗装工事を発注する取引をしていたところ、平成15年頃から、Fに依頼して、三、四か月おきに白紙の請求書及び領収書を交付してもらい、これに虚偽の工事名や金額を記入して、Fに対する架空の外注費を計上するようになった。乙は、丙から白紙の請求書及び領収書を交付してもらい見返りとして、その都度、丙に対し、10万円から50万円程度の現金を支払った。(乙全10、46、47、52、53、証人乙〔9~11、22~23、48~49頁〕、弁論の全趣旨)

(イ) また、Cは、Fと同様に下水道工事や道路舗装工事の外注先であったGにも、架空の請求書及び領収書を交付してもらい、Gに対する架空の外注費を計上した。(乙全46、弁論の全趣旨)

(ウ) 他方、Cは、平成16年頃、資金繰りに窮していたS株式会社及びT有限会社(以下、併せて「Sら」という。)から、税金を圧縮するために虚偽の請求書及び領収書を交付するよう協力するよう依頼され、これに応じて、同年頃から平成21年までの間、決算期である3月頃に、指示された金額と日付どおりの請求書及び領収書を作成、交付し、その見返りとして、請求書の金額の7~8%に当たる約20万円ないし30万円の謝礼を受け取った。(乙全51、証人乙〔47、52頁〕)

サ Cに対する税務調査等

- (ア) 大垣税務署の調査官は、平成21年12月初め頃、Fに対して税務調査を行った。その際、Fは、Cから請求書等の見返りに受領した報酬を記録していた手帳を発見されて、追及を受け、前記コ(ア)のCとの架空取引を自供するに至った。(乙全47、53)
- (イ) そこで、大垣税務署は、平成21年12月16日、統括官を筆頭に二、三名の態勢でCの事務所を訪問し、税務調査を実施した。その際、統括官は、「CのFに対する外注費については、既に架空であることは分かっている。Fは認めている。」「おおよそ1億6000万円から1億8000万円くらいの架空外注費に対する税金が7000万円から8000万円くらいかかる。」などと乙を厳しく追及した。乙は、7000万円から8000万円もの税金がかかると聞かされ、いったんは長年経営してきたCの倒産という事態も考えたものの、会社の継続を望む息子の丁のためにもCを倒産させるわけにはいかないと考え直した末、同日、Fに対する架空外注費の計上について認めるとともに、Sらとの間の架空取引(前記コ(ウ))についても自供し、その際、原告らからの外注費も架空である旨供述するに至った。(甲A1、B1、乙全10、52、証人乙〔11、39、44～46頁])
- (ウ) 乙は、本件外注費が架空である旨の供述をした後である平成21年12月21日頃、D事務所を訪れた。その際、乙は、同年11月分の外注費に係る136万5000円の請求書と同年12月21日付けの同額の領収書と引換えに、甲から、本件封筒を受け取った。本件封筒は、もともとD事務所に届いた窓付き封筒が再利用されたものであり、表面には、発信者である「U V株式会社」の名称や住所、電話番号等のほか、甲以外の者の筆跡で、上記領収書等に合致する「1,365,000」という数字が記載されており、裏面には、「W」の印字のほか、甲の筆跡による「130.000」「6500」「195.000」という数字が記載されている。この裏面の数字について、甲は、代表者本人尋問及び陳述書(甲全5の2、20)において、「乙から、下請けに支払うときに10%のうけと消費税がうちの取り分であると見せると都合がいいから、195000と記載してほしいと頼まれて記載した。」旨供述している。(甲全5の2、20、乙全14、52、54、55、証人戊〔13頁〕、証人乙〔11～12頁〕、原告ら代表者〔26、27頁〕、弁論の全趣旨)
- (エ) 乙は、前記(イ)の平成21年12月16日の税務調査の際、原告らの求めに応じて請求書や領収書を作成した対価を受け取っていた旨説明し、大垣税務署の調査官から、対価を受け取っていた証拠を提出してほしいと求められていたところ、平成22年1月14日、Cの事務所において、大垣税務署の調査官3名の税務調査を受けた際、同調査官らに対し、本件封筒を提示し、平成21年12月下旬に甲から受け取った本件手数料19万5000円がそのまま封入されている旨供述した。そこで、調査官は、本件封筒の両面をコピーした上、本件封筒の中に入っていた現金が19万5000円であることを確認し、その上で乙に本件封筒と同現金を返却した。その際に撮られた本件封筒表面のコピー(乙全14、54)の窓の部分には、1000円紙幣が写っているため、大垣税務署に提示された当時、本件封筒の中には、紙幣が裸の状態に入れられていたと考えられる。(甲A1、B1、全5の2、乙全14、21、52、54、55、証人乙〔11～12頁〕、原告ら代表者〔26、27頁])
- (オ) 乙は、大垣税務署の調査官や名古屋国税局の担当官に対し、「原告らからは、毎月、

本件手数料のみを受け取っていた。原告らから交付される金員は、毎回、手数料と消費税相当額が記載された封筒に入っていた。」旨供述し、証人尋問においても、「原告らから毎回受け取っていた本件手数料の入った封筒には、その金額が記載されていた。」旨供述した。その一方で、乙は、証人尋問において、「原告らから受け取った封筒は、最後の封筒（本件封筒）を除いて全て破棄した。」と供述した。実際、C及び原告らに対する税務調査においては、本件封筒以外には、乙の説明するような金額の書き込みのある封筒は見つかっておらず、C及び原告らのいずれの側においても、裏帳簿やこれに類するメモ等は、一切発見されていない。また、乙の供述を前提にすると、本件外注費の大半がCに交付されることなく、原告ら又は甲によって何らかの形で費消ないし蓄財されたことになるが、これをうかがわせる記録や資料等は一切発見されていない。（甲A1、B1、乙全10、証人乙〔32～34頁〕、弁論の全趣旨）

(カ) Cは、平成22年5月26日、F、原告ら及びSらとの取引が架空であったことを前提に、平成17年6月期ないし平成21年6月期について修正申告をし、5000万円程度の追加納税をした。この追加納税額は、Fに対する架空の外注費の計上が発覚した当初に予想された前記(イ)の税額よりもかなり圧縮された金額となっている。（甲A1、甲B1、乙全44、46、証人乙〔13、37～38頁〕、弁論の全趣旨）

(キ) 他方、原告らは、乙が大垣税務署に本件外注費は架空である旨申告したのを契機に、税務調査を受けることになり、平成22年6月15日、本件各処分を受けるに至った。（甲A1、B1、弁論の全趣旨）

#### シ D事務所における廃棄物の処理状況等

(ア) Cが本件外注費は架空である旨の申告をしたため、原告らが税務調査を受けることになったことから、原告らとCとの間では、一切の取引が途絶えた。そこで、原告Aは、平成21年12月又は平成22年1月以降、Hの事業場で発生してD事務所横廃棄物置場に仮置きされる産業廃棄物等について、Lを通じて有限会社X（以下「X」という。）に対し産業廃棄物の処理を委託するとともに、Lに対し有価物を売却するようになった。そして、同年11月からは、Iが原告Aに代わって、Lとの間でこの取引を行うようになった。（甲全9、11、20、23、証人M〔1、4～6、8～9、12頁〕、原告ら代表者〔29～30、36、40頁〕）

(イ) Lは、廃棄物の収集・運搬・処分業を営むXの従業員であるMが、個人事業主として妻と共に廃棄物処理等の取次業を営むに当たって使用している屋号である。Xは、従前から、原告Aの廃棄物処理を請け負っていたところ、Cの原告Aからの受注量が自社よりも多いと見ていたことから、Mが平成20年に入社した後、営業を担当するようになったMに対し、Cが原告Aから受注している仕事をXが受注できるように積極的な働きかけを何度か指示した。これを受けて、Mは、営業担当者として、原告Aほか受注先等に出入りする他社の動向に注意を払い、何度か甲に対して発注を要請したが、前記(ア)のとおり原告AとCとの取引が途絶えるまでは、長年Cと取引をしていることを理由に断られていた。（甲全5の1、8、11、証人M〔1、2～4、7頁〕）

(ウ) Mは、平成20年から平成21年頃、原告Aの非営業日である土曜日や日曜日に、D事務所の駐車場にCの4トンダンプカー（後ろのあおり、トラックのドア及びキャビンの寝台に「C」という名称が記載された白色の車両）が停まり、Cの従業員又はその下請作

業員が産業廃棄物をダンプカーに積んでいるのを何度か目撃したことがある。(甲全8、11、証人M〔3～4、9～15頁〕)

(エ) なお、原告AないしIとLとの間では、廃棄物の種類ごとに単価を定め、廃棄物の内容や混合具合によって値決めをしている。Lでは、廃棄物の仕分けを徹底して処理費用の抑制を図っていることに加え、本件各処分後、原告らの受注が減少したこともあって、IのLに対する支払額は、月平均80万円から90万円程度で推移してきた。(甲全9、11、23、証人M〔1頁〕、弁論の全趣旨)

(3) 前記(2)で認定した事実によると、次の諸点を指摘することができる。

ア 本件外注費については、Cの作成に係る本件各請求書及び本件各領収書が存在し、原告らによって、毎月、本件各請求書等の金額と同額の小切手が振り出され、J銀行大垣支店の当座預金口座から同額の出金が行われてきたものである。そして、原告らの総勘定元帳の外注費勘定には、Cに対する外注費が計上され、これら小切手の渡先は「C」であるとする小切手帳控えが存在しているのであるから、原告らにおいては、本件外注費をCに支払ったとする自らの主張に沿った経理処理がされており、その裏付けとなる帳簿や書類等も残されているということができる。

イ ところが、前記(2)サ(キ)のとおり、原告らは、Cの代表者である乙が大垣税務署に本件外注費は架空である旨申告したのを契機に、本件各処分を受けるに至ったものである。本件封筒は、乙が、原告らの求めに応じて請求書や領収書を作成して対価を受け取っていたという自らの説明を裏付けるものとして大垣税務署に提出されたものであるところ、乙は、証人尋問において、本件封筒の入手経緯等について、①平成21年12月の本件手数料が入った本件封筒を甲から受領してCの事務所に戻った当日ないし数日後、たまたま税務署の調査官がいて、それを開封するという事になった(証人調書15～16、20～21頁)、②本件封筒を受領する前に、既に甲に対し、「税務署の調査において、Cと原告らとの取引が架空であることを話した」旨を伝えていた(証人調書21～22、54～55頁)旨供述している。しかしながら、前記(2)サ(ウ)、(エ)で認定したとおり、乙が甲から本件封筒を受領した日(平成21年12月21日頃)と、乙が本件封筒を大垣税務署の調査官に提示した日(平成22年1月14日)との間には、20日間以上の間隔があるから、上記①の供述は、客観的な事実関係と明らかに齟齬している。上記②の供述も、甲が乙から架空取引を税務署に申告した旨を告げられたにもかかわらず、わざわざ架空取引の裏付けとなる書込みのある本件封筒に現金を入れ、架空取引の謝礼を乙に支払ったなどということは通常考え難く、不自然、不合理である。したがって、乙の本件封筒の入手経緯等に関する上記供述は、到底信用することができないというほかはない。

ウ また、前記(2)キ(カ)のとおり、原告らからCに対する支払について、経理事務等を担当していた戊を始めとする原告Aの従業員らは、いずれも、「小切手を現金化した後、銀行の封筒に入れられてホッチキスで封をした状態の現金を持ち帰り、D事務所の金庫に保管していた。甲不在の折には、本件各領収書と引き替えに、金庫から取り出した封筒を開封せずにそのまま乙に交付していた。金庫から取り出した封筒は、甲によって銀行の封筒の上に別の封筒をかぶせられた二重封筒の状態になっていることが多かったが、いずれにしても封がされたままの状態であった。」「乙に交付した封筒は、その厚みや重さから100万円以上の現金が入っていると思われるものであり、数十万円程度しか入っていないという感触ではな

かった。」「自分が封筒に金額を書き入れたことはないし、Cに渡す封筒に金額らしき数字が記入されているのを見たこともない。」旨供述しているところ、前記(2)サ(ウ)及び(エ)で認定した本件封筒の状態等は、上記従業員らの供述する現金入り封筒の状態とかけ離れている。乙は、平成21年12月16日の税務調査の際、原告らの求めに応じて請求書や領収書を作成した対価を受け取っていた旨説明し、大垣税務署の調査官から、対価を受け取っていた証拠を提出してほしいと求められていたこと等をも併せ考慮すると、乙が自らの説明に沿うように本件封筒の中身等を整えたのではないかとの疑いを払拭することができず、本件封筒受領時の状況に関する乙の供述をそのまま信用することはできない。

エ ところで、乙は、証人尋問において、原告らから毎回受け取っていた本件手数料の入った封筒には、その金額が記載されていた旨供述しているが、その一方で、それらの封筒は、最後の封筒（本件封筒）を除いて全て破棄したとも供述している（証人調書32～34頁）。実際、Cに対する税務調査においては、乙の説明するような金額の書き込みのある封筒は見つかっておらず、裏帳簿やこれに類するメモ等も一切発見されていない。また、乙は、証人尋問及び陳述書において、原告らから受け取ったとする本件手数料の用途について、Fに対する手数料（前記(2)コ(ア)）の支払に充てたほか、個人的に費消したりCの経費を立て替えて支払ったりした旨供述するけれども（証人調書8、10頁、乙全52）、その具体的な金銭の流れを直接示す客観的な証拠はない。さらに、乙の供述を前提にすると、本件外注費の大半がCに交付されることなく、原告ら又は甲によって何らかの形で費消ないし蓄財されたことになるが、原告らの側においても、裏帳簿やこれに類するメモ等、あるいはこれら金銭の流れを示す記録等は発見されておらず、原告らの側における費消・蓄財をうかがわせる証跡は見当たらない。

このように、本件外注費の授受を否定する乙供述は、実際の金の流れ等に関する客観的な裏付けを欠くものといわざるを得ない。

オ 乙は、CのFに対する架空の外注費の金額について、①陳述書（乙全52）においては、「本件各請求書等の控えを見て、原告らに対する架空の売上金額が毎月いくらあるかを目安にしながら、その売上金額に見合う額かそれ以上の額の外注費を計上するため、Fからもらった白紙の請求書と領収書に金額を記載した。」旨説明していたが、②証人尋問においては、「分からない」とか、「適当に決めた」旨の供述に終始している（証人調書34～35、41頁）。乙の供述は、合理的な理由なく変遷している上、仮に上記②のとおりFに対する架空外注費を「適当に決めた」とすると、Cの経理上現金等の金額が合わなくなる事態が頻発しかねないから、それ自体、不合理というべきである。

カ また、乙は、Cが本件外注費に係る役務の提供をしたことは一切ない旨供述しているけれども、前記(2)シ(ウ)で認定したとおり、Mは、「C」の名称入りダンプカーがD事務所の駐車場に停まっており、産業廃棄物をダンプカーに積む作業が行われている様子を何度か目撃したことがあるというのである。この点について、被告は、Mの上記供述には信用性がない旨主張するけれども、Mの証人尋問における供述は、供述の内容や質問とこれに対する受け答えの流れ、供述態度等に照らし、虚偽の供述や観察違い・記憶違いの供述をしているものとは到底思われず、十分信用することができるものである。そうすると、乙の上記供述は、Mが目撃した事実と反するものであって、そのまま信用することができない。

キ そもそも、乙は、証人尋問において、「分かりません。」「記憶にありません。」「よう覚

えとりません。」などという応答を繰り返しており（証人調書25～26頁、34～35頁）、あいまいな供述や相矛盾する供述も散見される。乙には、証人尋問全体を通して誠実に記憶を喚起して記憶のとおり証言しようとする態度に欠け、自己に不利な証言を避けようとする傾向が顕著であるから、乙証言の全体的な信用性は低いといわざるを得ない。

ク さらに、前記(2)コ(ア)、サ(ア)、(イ)及び(カ)で認定したとおり、Cは、平成15年頃から、取引先であるFに依頼して白紙の請求書及び領収書を交付してもらい、これに虚偽の工事名や金額を記入して、Fに対する架空の外注費を計上してきたところ、Fが税務調査を受けた際にこれを自供したため、C自身も、平成21年12月16日に税務調査を受け、最終的には、修正申告をして追加納税するに至ったものである。上記税務調査の際、乙は、Fに対する架空外注費について約7000万円以上の多額の課税をされる旨告げられ、長年経営してきたCの倒産という事態も考えたが、会社の継続を望む息子の丁のためにもCを倒産させるわけにはいかないと考え直したというのであり、また、上記税務調査は、CとFとの取引が架空であることが判明したのを契機に行われたものであるところ、その際、Sらとの取引も架空であったという話になったことから、原告らとの取引も同様に架空であった旨供述するに至ったとしても不自然ではない状況にあった。そうすると、乙には、Cの税負担の軽減を図るため、原告らとの取引について虚偽の供述をする動機があったといえる。

(4) 以上で指摘した諸点に照らすと、乙供述をそのまま信用することはできない。

(5) これに対し、被告は、前記第2の5【被告の主張】(1)ア(イ)ないし(キ)、イ(イ)ないし(カ)のとおり、諸々の間接事実を指摘して、乙供述には信用性があり、本件外注費に係る取引は仮装されたものである旨主張するので、以下検討する。

ア 確かに、本件においては、①Cの側では、本件外注費については、通常売上金が入金されるC口座に入金されず、総勘定元帳の売上高勘定でも「現金」又は「諸口」として処理されているほか、平成18年6月期の総勘定元帳における平成17年12月分ないし平成18年6月分の記帳処理では、原告らからの本件外注費とFらに対する外注費とが同時に発生し、その入金と支払を同額で相殺処理する扱いがなされているなど、他の取引とは異なる経理処理がされていること、②原告らとCの間では、原告らがCに対して本件各ファックス文書によって請求書等の記載内容を指示し、これに基づき本件各請求書及び本件各領収書が作成されていたこと、③本件各請求書及び本件各領収書には、D事務所横廃棄物置場の廃棄物の処分を示す記載はなく、実際には行われていない「H清掃その他作業」、「H清掃作業他」などの業務内容が記載されていたこと、④原告らは、本件外注費の金額と同額の小切手を振り出しながら、自らこれを現金化して現金決済をしていたこと、⑤Cの工事日誌には、本件外注費に係る工事・作業に関する記載が見当たらないこと、⑥本件封筒の裏面には、甲が記載した「130.000」「6500」「195.000」の書き込みがあること等の事実が認められることは、被告が指摘するとおりである。

しかしながら、前記(2)エ(ウ)及びケで認定した事実によると、原告らは、H等で発生した産業廃棄物を公には説明し難い不適切な方法でCに処分してもらい、その代金額を口頭にていわばどんぶり勘定で決めていたことがうかがわれるのであるから、上記不適切な廃棄物処理が明るみにならないように、請求書等の名目が実際の業務内容と異なるものとされたり、C側の会計処理や工事日誌等の記録が不明朗なものとなるなどした可能性もあながち否定

し去ることができないし、前記(2)カ(イ)(ウ)、キ(エ)(オ)で認定したような記載内容の本件各ファックス文書や本件各請求書等がやりとりされたこともあながち不自然とはいいい切れない。また、甲は、代表者本人尋問において、「乙から現金決済を求められたため、それを容認する一方、原告らにおいては、金額の大きさから、支払をしたことが決算上明確になるよう、一旦小切手を振り出した上で現金化する方法を選択した。」旨供述しており（本人調書6、39頁）、この供述自体に特段不自然な点はないし、「小切手・振込みについては受注側の意思を尊重又は考慮する」と規定する本件基本契約3条2項（前記(2)キ(イ)c）にも符合している。これら諸点を考慮すると、被告の指摘する上記①ないし⑤の事実は、必ずしも被告が主張するように、本件外注費の支払やCによる役務提供の事実と相容れないものであるということとはできない。

また、被告の指摘する上記⑥の事実については、前記(3)イ、ウで説示したとおり、この点に関する乙供述はそもそも信用することができないものであるから、本件封筒裏面の書き込みがあったからといって、これが、本件外注費が架空のものであったことを裏付ける証拠であるということとはできない。

そして、前記(2)、(3)で認定、説示したとおり、原告らにおいては、J銀行大垣支店の当座預金口座から本件外注費に相当する額の出金が行われ、現に封筒入りの現金が乙に交付されてきたところ、本件外注費の大半がCに交付されることなく原告ら又は甲によって何らかの形で費消・蓄財されたというような事実をうかがわせる証拠は全く見当たらないばかりか、Cにおいても、本件外注費の授受とは異なる金銭の流れ等を示す裏帳簿やこれに類するメモ等は一切発見されていない上、原告らとCとの取引が途絶えた後は、XやLが、D事務所横廃棄物置場に仮置きされているH事業場から発生した産業廃棄物等の処理に当たっており、それ以前には、Cの従業員又はその下請作業員がD事務所横廃棄物置場において産業廃棄物をダンプカーに積み込むところが何度か目撃されていたというのであるから、本件外注費が架空のものであったとするには、なお合理的に疑いを差し挟む余地があるといわざるを得ない。そうすると、上記①ないし⑥の事実のみから、直ちに本件外注費に係る取引が仮装されたものであったと推認することはできない。

イ なお、被告は、原告らがD事務所横廃棄物置場に仮置きし、Cに処分を依頼していたとされる廃棄物は、ごく限られた種類の少量のものであり、H・i事業場において原告らが行っていた養生作業で発生した廃棄物の推定量に照らすと、原告らが主張するような金額の処分費用にはならないとも主張するけれども、前記(2)エ、オで認定した事実によると、原告らがD事務所横廃棄物置場に仮置きし、Cに処分を依頼していたのは、H・i事業場における養生作業により発生した廃棄物に限られるわけではなく、同事業場における建浴作業や清掃作業により発生した廃棄物のほか、H・m事業場やY・m工場における諸作業により発生した廃棄物も含まれていたというのであるから、Cが処分を依頼された廃棄物がわずかな種類の少量のものにとどまっていたということとはできない。

したがって、被告の上記主張は、その前提を欠くといふべきである。

ウ 前記(3)、(5)ア及びイで説示したとおりであるから、乙供述によって、本件外注費に係る取引が架空取引であったと認めることはできないし、被告の指摘する諸事実からこれを推認することもできない。したがって、被告の前記主張は、採用することができず、他に本件外注費に係る取引が架空取引であったと認めるに足りる証拠もない。

(6) 以上のとおり、本件外注費が、原告らがCに対し役務の提供の対価として支払った事実のない架空のものであったということとはできない。

## 2 本件各処分 of 適法性について

### (1) 本件各更正処分 of 適法性について

前記1で説示したとおり、本件外注費が架空のものであったということとはできず、これについて、被告が立証責任を負う損金ないし支払対価の不存在を認めることはできない。

そうすると、前記前提事実(2)の損金及び課税仕入れに係る支払対価の額への算入を前提に税額等を計算するほかはないから、本件各更正処分のうち次の各部分は、いずれも違法というべきである。

#### ア 原告Aについて

(ア) 平成18年8月期の法人税については、確定申告額である所得金額65万9218円、納付すべき税額13万5500円を超える部分

(イ) 平成19年8月期の法人税については、確定申告額である所得金額272万9717円、納付すべき税額55万5900円を超える部分

(ウ) 平成20年8月期の法人税については、確定申告額である所得金額56万2472円、納付すべき税額マイナス19万0600円（還付金額19万0600円）を超える部分

(エ) 平成21年8月期の法人税については、確定申告額である所得金額マイナス4032万2038円（欠損金額4032万2038円）を超える部分（なお、納付すべき税額については、確定申告額及び更正処分の額のいずれもマイナス2万7798円であり、当該更正処分のうち確定申告額を超える部分はない。）

(オ) 平成18年8月期の消費税等については、確定申告額である消費税額578万9400円、地方消費税額144万7300円を超える部分

(カ) 平成19年8月期の消費税等については、確定申告額である消費税額674万0900円、地方消費税額168万5200円を超える部分

(キ) 平成20年8月期の消費税等については、確定申告額である消費税額667万9700円、地方消費税額166万9900円を超える部分

(ク) 平成21年8月期の消費税等については、確定申告額である消費税額228万3000円、地方消費税額57万0700円を超える部分

#### イ 原告Bについて

(ア) 平成15年8月期の法人税については、修正申告額である所得金額578万7093円、納付すべき税額126万6900円を超える部分

(イ) 平成16年8月期の法人税については、確定申告額である所得金額136万6469円、納付すべき税額29万5700円を超える部分

(ウ) 平成17年8月期の法人税については、確定申告額である所得金額164万2296円、納付すべき税額35万6600円を超える部分

(エ) 平成17年8月期の消費税等については、確定申告額である消費税額298万2800円、地方消費税額74万5700円を超える部分

### (2) 本件各賦課決定処分 of 適法性について

前記(1)によると、本件各賦課決定処分は、いずれも国税通則法68条1項、65条1項所定の要件を欠き、違法というべきである。

#### 第4 結論

以上の次第で、原告らの請求はいずれも理由があるから、これを認容することとし、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所民事第9部

裁判長裁判官 福井 章代

裁判官 笹本 哲朗

裁判官 平野 佑子

(別紙)

当事者目録

原告	有限会社A
同代表者取締役	甲
原告	有限会社B
同代表者取締役	甲
原告ら訴訟代理人弁護士	原 武之
同	鈴木 猛
同	川上 明彦
同	川上 敦子
同	松井 隆
被告	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
処分行政庁	大垣税務署長
	池田 永
被告指定代理人	布目 武
同	立田 渉
同	平岩 大輔
同	猿渡 利子
同	高橋 秀樹
同	伊藤 憲篤

## ○課税の経緯（有限会社B）

別表1-1

法人税に係る課税の経緯

(単位：円)

	区分	日付	課税標準	税額	重加算税
15年8月期	確定申告	平成15年10月31日	5,639,193	1,234,400	—
	修正申告	平成16年6月7日	5,787,093	1,266,900	—
	賦課決定処分	平成16年6月28日			10,500
	更正等	平成22年6月15日	32,824,593	9,201,000	2,775,500
	異議申立て	平成22年8月9日	5,787,093	1,266,900	—
	異議決定	平成22年11月9日	棄却		
	審査請求	平成22年12月3日	5,787,093	1,266,900	—
裁決	平成23年11月30日	棄却			
16年8月期	確定申告	平成16年10月29日	1,366,469	295,700	—
	更正等	平成22年6月15日	27,672,369	7,656,800	2,576,000
	異議申立て	平成22年8月9日	1,366,469	295,700	—
	異議決定	平成22年11月9日	棄却		
	審査請求	平成22年12月3日	1,366,469	295,700	—
	裁決	平成23年11月30日	棄却		
17年8月期	確定申告	平成17年10月28日	1,642,296	356,600	—
	更正等	平成22年6月15日	24,703,396	6,766,300	2,240,000
	異議申立て	平成22年8月9日	1,642,296	356,600	—
	異議決定	平成22年11月9日	棄却		
	審査請求	平成22年12月3日	1,642,296	356,600	—
	裁決	平成23年11月30日	棄却		

別表1-2

消費税及び地方消費税に係る課税の経緯

(単位：円)

	区分	日付	課税標準	控除対象仕入税額	消費税額	地方消費税額	重加算税
15年8月課税期間	確定申告	平成15年10月31日	158,628,000	3,212,355	3,132,700	783,100	—
	更正等						
	異議申立て						
	異議決定						
	審査請求						
	裁決						
16年8月課税期間	確定申告	平成16年10月29日	165,701,000	3,342,434	3,285,600	821,400	—
	更正等						
	異議申立て						
	異議決定						
	審査請求						
	裁決						
17年8月課税期間	確定申告	平成17年10月28日	189,560,000	4,599,564	2,982,800	745,700	—
	更正等	平成22年6月15日	189,560,000	3,584,635	3,997,700	999,400	441,000
	異議申立て	平成22年8月9日	189,560,000	4,599,564	2,982,800	745,700	—
	異議決定	平成22年11月9日	棄却				
	審査請求	平成22年12月3日	189,560,000	4,599,564	2,982,800	745,700	—
	裁決	平成23年11月30日	棄却				

別表 2 及び別表 6 から別表 10 まで 省略

(別表3-1)

(有)B

## 被告主張額計算表 (法人税)

(単位:円)

金額		年分等	番号	平成15年8月期		平成16年8月期		平成17年8月期	
				更正処分等	被告主張額	更正処分等	被告主張額	更正処分等	被告主張額
所得金額の計算	加算	確定申告(平成15年8月期については修正申告)における所得金額	①	5,787,093	5,787,093	1,366,469	1,366,469	1,642,296	1,642,296
		本件外注費	②	25,750,000	25,750,000	27,476,761	27,476,761	25,373,238	25,373,238
		本件手数料	③	3,862,500	3,862,500	4,122,000	4,122,000	3,805,500	3,805,500
		雑収入	④	1,287,500	1,287,500	1,373,839	1,373,839	62	62
		小計	⑤	30,900,000	30,900,000	32,972,600	32,972,600	29,178,800	29,178,800
	減算	本件手数料	⑥	3,862,500	3,862,500	4,122,000	4,122,000	3,805,500	3,805,500
		事業税	⑦			2,544,700	2,544,700	2,312,200	2,312,200
		小計	⑧	3,862,500	3,862,500	6,666,700	6,666,700	6,117,700	6,117,700
	所得金額又は欠損金額 (① + ⑤ - ⑧)		⑨	32,824,593	32,824,593	27,672,369	27,672,369	24,703,396	24,703,396
	注 人 税 額		⑩	9,207,200	9,207,200	7,661,600	7,661,600	6,770,900	6,770,900
控 除 税 額		⑪	6,155	6,155	4,726	4,726	4,579	4,579	
差 引 法 人 税 額 (⑩ - ⑪)		⑫	9,201,000	9,201,000	7,656,800	7,656,800	6,766,300	6,766,300	
既に納付の確定した法人税額		⑬	1,266,900	1,266,900	295,700	295,700	356,600	356,600	
差引納付すべき法人税額 (⑫ - ⑬)		⑭	7,934,100	7,934,100	7,361,100	7,361,100	6,409,700	6,409,700	
加算税	重加算税の基礎となる税額 (10,000円未満切捨て)	⑮	7,930,000	7,930,000	7,360,000	7,360,000	6,400,000	6,400,000	
	重加算税の額	⑯	2,775,500	2,775,500	2,576,000	2,576,000	2,240,000	2,240,000	

## 被告主張額計算表 (消費税)

(単位: 円)

		番号	平成 1 7 年 8 月 期 課 税 期 間		
			更正処分等	被告主張額	
消費税額	課 税 標 準 額	①	189,560,000	189,560,000	
	消 費 税 額	②	7,582,400	7,582,400	
	控除税額	確定申告された課税仕入れに係る支払対価の額	③	120,738,576	120,738,576
		本 件 外 注 費	④	26,641,900	26,641,900
		課税仕入れに係る支払対価の額 ( ③ - ④ )	⑤	94,096,676	94,096,676
		控 除 対 象 仕 入 税 額	⑥	3,584,635	3,584,635
		控 除 税 額 小 計	⑦	3,584,635	3,584,635
	差 引 税 額 ( ② - ⑦ )	⑧	3,997,700	3,997,700	
	確定申告に記載した差引税額	⑨	2,982,800	2,982,800	
	納 付 す べ き 消 費 税 額 ( ⑧ - ⑨ )	⑩	1,014,900	1,014,900	
地方消費税額	地方消費税の課税標準となる消費税額	⑪	3,997,700	3,997,700	
	譲 渡 割 額 納 税 額	⑫	999,400	999,400	
	確定申告書に記載した譲渡割納税額	⑬	745,700	745,700	
	納 付 す べ き 譲 渡 割 額 ( ⑫ - ⑬ )	⑭	253,700	253,700	
消費税等の納付すべき税額 ( ⑩ + ⑭ )	⑮	1,268,600	1,268,600		
加算税	重加算税の基礎となる税額 (10,000円未満切り捨て)	⑯	1,260,000	1,260,000	
	重 加 算 税 の 額	⑰	441,000	441,000	

## ○課税の経緯 (有限会社A)

別表4-1

法人税に係る課税の経緯

(単位:円)

	区分	日付	課税標準	税額	繰越欠損金の 当期控除額	翌期へ繰り越す 欠損金額	重加算税
18年8月期	確定申告	平成18年10月31日	659,218	135,500	131,826	0	—
	更正等	平成22年6月15日	29,156,268	8,097,300	131,826	0	2,786,000
	異議申立て	平成22年8月9日	659,218	135,500	131,826	0	—
	異議決定	平成22年11月9日			棄却		
	審査請求	平成22年12月3日	659,218	135,500	131,826	0	—
	裁決	平成23年11月30日			棄却		
19年8月期	確定申告	平成19年10月31日	2,729,717	555,900	0	0	—
	更正等	平成22年6月15日	25,617,547	7,000,600	0	0	2,254,000
	異議申立て	平成22年8月9日	2,729,717	555,900	0	0	—
	異議決定	平成22年11月9日			棄却		
	審査請求	平成22年12月3日	2,729,717	555,900	0	0	—
	裁決	平成23年11月30日			棄却		
20年8月期	確定申告	平成20年10月31日	562,472	△190,600	0	0	—
	更正等	平成22年6月15日	22,976,083	6,216,400	0	0	2,142,000
	異議申立て	平成22年8月9日	562,472	△190,600	0	0	—
	異議決定	平成22年11月9日			棄却		
	審査請求	平成22年12月3日	562,472	△190,600	0	0	—
	裁決	平成23年11月30日			棄却		
21年8月期	確定申告	平成21年11月2日	△40,322,038	△27,798	0	40,322,038	—
	更正等	平成22年6月15日	△25,588,588	△27,798	0	25,588,588	—
	異議申立て	平成22年8月9日	△40,322,038	△27,798	0	40,322,038	—
	異議決定	平成22年11月9日			棄却		
	審査請求	平成22年12月3日	△40,322,038	△27,798	0	40,322,038	—
	裁決	平成23年11月30日			棄却		

※ △印は、欠損金額又は還付税額であることを表す。

別表4-2

消費税及び地方消費税に係る課税の経緯

(単位:円)

	区分	日付	課税標準	控除対象仕入税額	消費税額	地方消費税額	重加算税
18年8月課税期間	確定申告	平成18年10月31日	260,144,000	4,616,356	5,789,400	1,447,300	—
	更正等	平成22年6月15日	260,144,000	3,476,476	6,929,200	1,732,300	497,000
	異議申立て	平成22年8月9日	260,144,000	4,616,356	5,789,400	1,447,300	—
	異議決定	平成22年11月9日			棄却		
	審査請求	平成22年12月3日	260,144,000	4,616,356	5,789,400	1,447,300	—
	裁決	平成23年11月30日			棄却		
19年8月課税期間	確定申告	平成19年10月31日	283,186,000	4,586,530	6,740,900	1,685,200	—
	更正等	平成22年6月15日	283,186,000	3,559,827	7,767,600	1,941,900	448,000
	異議申立て	平成22年8月9日	283,186,000	4,586,530	6,740,900	1,685,200	—
	異議決定	平成22年11月9日			棄却		
	審査請求	平成22年12月3日	283,186,000	4,586,530	6,740,900	1,685,200	—
	裁決	平成23年11月30日			棄却		
20年8月課税期間	確定申告	平成20年10月31日	301,868,000	5,394,996	6,679,700	1,669,900	—
	更正等	平成22年6月15日	301,868,000	4,408,053	7,666,600	1,916,600	430,500
	異議申立て	平成22年8月9日	301,868,000	5,394,996	6,679,700	1,669,900	—
	異議決定	平成22年11月9日			棄却		
	審査請求	平成22年12月3日	301,868,000	5,394,996	6,679,700	1,669,900	—
	裁決	平成23年11月30日			棄却		
21年8月課税期間	確定申告	平成21年11月2日	154,420,000	3,893,742	2,283,000	570,700	—
	更正等	平成22年6月15日	154,420,000	3,228,342	2,948,400	737,100	290,500
	異議申立て	平成22年8月9日	154,420,000	3,893,742	2,283,000	570,700	—
	異議決定	平成22年11月9日			棄却		
	審査請求	平成22年12月3日	154,420,000	3,893,742	2,283,000	570,700	—
	裁決	平成23年11月30日			棄却		

## 被告主張額計算表(法人税)

(単位:円)

金額	年分等	番号	平成18年8月期		平成19年8月期		平成20年8月期		平成21年8月期			
			更正処分等	被告主張額	更正処分等	被告主張額	更正処分等	被告主張額	更正処分等	被告主張額		
所得金額の計算	加算	確定申告における所得金額	①	659,218	659,218	2,729,717	2,729,717	562,472	562,472	△40,322,038	△40,322,038	
		本件外注費	②	28,497,000	28,497,000	25,667,572	25,667,572	24,673,572	24,673,572	16,635,001	16,635,001	
			本件手数料	③	4,274,550	4,274,550	3,850,135	3,850,135	3,701,035	3,701,035	2,495,249	2,495,249
			雑収入	④	50	50			78	78	0	0
			小計	⑤	32,771,600	32,771,600	29,517,707	29,517,707	28,374,685	28,374,685	19,130,250	19,130,250
	減算	本件手数料	⑥	4,274,550	4,274,550	3,850,135	3,850,135	3,701,035	3,701,035	2,495,249	2,495,249	
		雑損失	⑦			22	22			51	51	
		事業税	⑧			2,490,000	2,490,000	2,046,800	2,046,800	1,901,500	1,901,500	
		寄附金の損金算入限度額の増加額	⑨			289,720	289,720	213,239	213,239			
		小計	⑩	4,274,550	4,274,550	6,629,877	6,629,877	5,961,074	5,961,074	4,396,800	4,396,800	
		所得金額又は欠損金額(①+⑤-⑩)	⑪	29,156,268	29,156,268	25,617,547	25,617,547	22,976,083	22,976,083	△25,588,588	△25,588,588	
	法人税額	⑫	8,106,800	8,106,800	7,045,100	7,045,100	6,252,800	6,252,800	0	0		
	控除税額	⑬	9,448	9,448	44,434	44,434	36,303	36,303	27,798	27,798		
	差引法人税額 (⑫ - ⑬)	⑭	8,097,300	8,097,300	7,000,600	7,000,600	6,216,400	6,216,400	△27,798	△27,798		
	既に納付の確定した法人税額	⑮	135,500	135,500	555,900	555,900	87,300	87,300	△27,798	△27,798		
	差引納付すべき法人税額 (⑭ - ⑮)	⑯	7,961,800	7,961,800	6,444,700	6,444,700	6,129,100	6,129,100	0	0		
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害欠損金	⑰							25,588,588	25,588,588		
加算税	重加算税の基礎となる税額 (10,000円未満切捨て)	⑱	7,960,000	7,960,000	6,440,000	6,440,000	6,120,000	6,120,000	0	0		
	重加算税の額	⑲	2,786,000	2,786,000	2,254,000	2,254,000	2,142,000	2,142,000	0	0		

## 被告主張額計算表(消費税)

(単位:円)

		番号	平成18年8月期課税期間		平成19年8月期課税期間		平成20年8月期課税期間		平成21年8月期課税期間		
			更正処分等	被告主張額	更正処分等	被告主張額	更正処分等	被告主張額	更正処分等	被告主張額	
消費税額	課税標準額	①	260,144,000	260,144,000	283,186,000	283,186,000	301,868,000	301,868,000	154,420,000	154,420,000	
	消費税額	②	10,405,760	10,405,760	11,327,440	11,327,440	12,074,720	12,074,720	6,176,800	6,176,800	
	控除税額	確定申告された課税仕入れに係る支払対価の額	③	121,179,366	121,179,366	120,396,423	120,396,423	141,618,666	141,618,666	102,210,738	102,210,738
		本件外注費	④	29,921,850	29,921,850	26,950,950	26,950,950	25,907,250	25,907,250	17,466,750	17,466,750
		課税仕入れに係る支払対価の額 (③ - ④)	⑤	91,257,516	91,257,516	93,445,473	93,445,473	115,711,416	115,711,416	84,743,988	84,743,988
		控除対象仕入税額	⑥	3,476,476	3,476,476	3,559,827	3,559,827	4,408,053	4,408,053	3,228,342	3,228,342
		控除税額小計	⑦	3,476,476	3,476,476	3,559,827	3,559,827	4,408,053	4,408,053	3,228,342	3,228,342
	差引税額 (② - ⑦)	⑧	6,929,200	6,929,200	7,767,600	7,767,600	7,666,600	7,666,600	2,948,400	2,948,400	
	確定申告に記載した差引税額	⑨	5,789,400	5,789,400	6,740,900	6,740,900	6,679,700	6,679,700	2,283,000	2,283,000	
	納付すべき消費税額 (⑧ - ⑨)	⑩	1,139,800	1,139,800	1,026,700	1,026,700	986,900	986,900	665,400	665,400	
地方消費税額	地方消費税の課税標準となる消費税額	⑪	6,929,200	6,929,200	7,767,600	7,767,600	7,666,600	7,666,600	2,948,400	2,948,400	
	譲渡割額納税額	⑫	1,732,300	1,732,300	1,941,900	1,941,900	1,916,600	1,916,600	737,100	737,100	
	確定申告書に記載した譲渡割納税額	⑬	1,447,300	1,447,300	1,685,200	1,685,200	1,669,900	1,669,900	570,700	570,700	
	納付すべき譲渡割額 (⑫ - ⑬)	⑭	285,000	285,000	256,700	256,700	246,700	246,700	166,400	166,400	
消費税等の納付すべき税額 (⑩ + ⑭)	⑮	1,424,800	1,424,800	1,283,400	1,283,400	1,233,600	1,233,600	831,800	831,800		
加算税	重加算税の基礎となる税額 (10,000円未満切り捨て)	⑯	1,420,000	1,420,000	1,280,000	1,280,000	1,230,000	1,230,000	830,000	830,000	
	重加算税の額	⑰	497,000	497,000	448,000	448,000	430,500	430,500	290,500	290,500	